

◎新潟県告示第806号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

なお、当該同意に基づく共済契約締結の申込み又は規約設定に係る義務の効力は、令和7年8月24日から生ずるものとする。

令和7年8月19日

新潟県知事 花 角 英 世

1 区域

新潟漁業協同組合の地区のうち旧山北町漁業協同組合の区域

2 区分

主として小型機船底びき網漁業及び刺し網漁業以外の漁業を営む漁業であつて村上市今川、脇川、寒川、芦谷、鶴泊、寝屋、勝木、碁石、府屋、岩崎、中浜及び伊呉野の地区の者が行う漁業

3 届出年月日

令和7年7月30日